

第 問

1. 刑訴法197条ただし書は、「強制の処分」は「特別の定」が必要であるとし、強制処分を法定主義と定めている。そして、^{法定されている}強制処分には手続として令状主義が定められているから（憲法35条参照）、当該捜査が令状に基づかないで行われたのであれば、令状主義に反し違法となる。

2. 「強制の処分」は、強制処分法定主義及び令状主義によって保護されるべき重要な権利、利益を制約する処分に限られるべきだから、個人の意思に反して重要な権利利益を実質的に制約する処分を意味すると解する。意思は、合理的に推認されるものを含む。

仮に、「強制の処分」に当たらないとしても、任意捜査といえる場合であっても、捜査比例の原則の適用を受けるから、必要性、緊急性などをも考慮した上で具体的状況において相当といえる場合には、「必要」な捜査（197条1項本文）として適法であると解されるが、これを超えた場合、違法となる。

3. ①について

~~甲宅内~~の者 ①は、甲に知られないよう、おひそかに入っており、自宅の中にいる妻をカメラで撮影するとは、私的領域に侵入する行為であり、甲の合理的に推認される意思に反する。自宅の中の妻を撮影されない自由は、個人の人格権に基づき重要な利益である。また、写真撮影はその時の状況を機械的に、正確に切り取って保全することのできる性質をもち、~~権利~~権利の侵害の程度が大きい。したがって、①は「強制の処分」にあたり、無令状での捜査は令状主義に反し違法である。

4. ②について

甲が許可を取っている中ではおまの明示の意思からいはいえものの、

（第 問）

1 甲自宅前の路上は、公道であつて、不特定多数の者へ利用すること
2 が当然であり、その際には他者から見られることは避けられない。この意
3 味で、①の自宅内の場合とはちがひ、プライバシーの要保護性が低い。
4 よつて、重要な権利利益の制約となつて「強判の及ぶ」には当たらない。
5 甲は連続強盗事件といふ重大事件について濃厚な疑ひをかけられており、
6 犯人の身特定といふ捜査の必要性